

令和7年度

第13回東松島市農業委員会総会議事録

令和7年6月25日

東松島市農業委員会

令和7年度第13回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和7年6月25日（水） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐 藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 農地の現状変更届出について

日程第5 報告事項3 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第6 報告事項4 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第8 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第9 議案第3号 令和7年度農業者年金加入推進活動計画（案）について

閉 会

出席委員（13名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	熊谷 奨	2番	門馬 宏之	3番	大山 道保
4番	秋本 まゆみ	5番	—	6番	小岩 敏幸
7番	—	8番	安倍 民夫	9番	川村 勝雄
10番	大崎 康	11番	齋藤 宏樹	12番	佐藤 祥
13番	安住 高司	14番	今野 嘉彦	15番	安部 俊郎
16番	佐藤 栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（3名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
5番	三浦 牧恵	7番	菅井 賢治		

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩
事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

【 開 会 】

○事務局長： ただいまより、第13回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長： — 会長挨拶 —
— 会長の動向報告 —

○事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、
会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。

本日は、5番三浦牧恵委員、7番菅井賢治委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員
は16名中14名であります。定足数に達しておりますので、これより第13回東松島市農業委員会総
会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第2
8条第3項の規定に基づき、10番大崎康委員、11番齋藤宏樹委員のお二人を指名したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと
と思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長： 合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、牛網字新下村松98 外 計3筆で12, 171㎡、解約届出日は令和7年6月9日、特定
遺贈のため賃貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第4、報告事項2 農地の現状変更届出について、を上程いたしま
す。

その1を事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、高松字西風86—1 外 計6筆で3,380㎡。

変更後の利用状況は普通畑。変更目的は畑地として利用するため。変更届出受理日は令和7年6月4日。位置図は3ページとなります。畑にするために盛土を1.5から3.5m、切土はなし。令和7年5月23日から盛土規制の規制区域に指定されております。なす、トマト、キュウリ、ブロッコリーの栽培を計画しております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第5、報告事項3 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、を上程いたします。

その1を事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、矢本字関の内47—2、179㎡。

転用目的は、作業場敷地。現在の利用状況は、休耕中。令和7年5月14日届出受理。位置図は5ページとなります。作業所の方は建築済みでありまして、始末書は提出しています。

その2、矢本字町浦80—5、149㎡。

転用目的は、居宅敷地。現在の利用状況は、休耕中。令和7年5月26日届出受理。位置図は6ページとなります。住宅は建築済みでありまして、始末書を提出しています。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第6、報告事項4 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、を上程いたします。

その1を事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、新東名字一丁目16—3、475㎡。

転用目的は、居宅の新築。現在の利用状況は、休耕中。売買による所有権移転。令和7年5月28日届出受理。位置図は8ページとなります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、矢本字二反走35、931㎡。10年間の賃借権設定となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 7番菅井賢治委員が欠席ですので、事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年6月17日。権利の種類は賃借権設定。理由は、出し手が労力不足。受け手が相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約2km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

次に、その2を事務局より説明願います。

○事務局長： その2、大曲字小脇浦60—8、1、458のうち508.3㎡。3年間の区分地上権設定となります。過去に許可を得ている営農型太陽光発電設備の下部の部分の農地に対する区分地上権となります。この後、農地法第5条の許可申請について説明いたします。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： その2については、営農型太陽光設備の一時転用の期間満了に伴う再申請になることから、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。

次に、その3を事務局より説明願います。

○事務局長： その3、大塩字鳥の巣38—4、784㎡。売買による所有権移転となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 10番大崎康委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○大崎康委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年6月24日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が相手方要望。受け手も相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、自家用野菜の栽培です。通作距離は、約10km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その3を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3を許可することに決定します。

次に、その4を事務局より説明願います。

○事務局長： その4、高松字猪鼻66、1、819㎡。贈与による所有権移転となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年6月21日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が贈与。受け手は受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、露地野菜です。通作距離は、約10km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その4を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その4を許可することに決定します。

次に、その5からその7は関連がありますので、一括して事務局より説明願います。

○事務局長： その5、浜市字白萩8―2 外 計5筆で6,870.54㎡。2年間の使用貸借権設定となります。

その6、野蒜字下沼101 外 計22筆で7,481.36㎡。2年間の使用貸借権設定となります。

その7、牛網字新中村松85 外 計47筆で29,465.62㎡。2年間の使用貸借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 本件は、その5からその7は、基盤強化促進法利用権による貸付期間満了により、農地法第3条許可申請への移行案件のため、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その5からその7を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その5からその7を許可することに決定します。

次に、その8を事務局より説明願います。

○事務局長： その8、牛網字新下村松98 外 計12筆で25,002㎡。特定遺贈による所有権移転となります。

遺贈とは、遺言により財産を贈与することで、遺贈には、包括遺贈と特定遺贈があります。包括遺贈は、全て又は指定した割合の財産を遺贈するもので、特定遺贈とは財産を指定して遺贈するものであります。包括遺贈又は法定相続人に対する特定遺贈の場合は、農地法第3条の許可は不要となりますが、今回は法定相続人以外の方への特定遺贈となりますので、許可が必要となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年6月19日。権利の種類は所有権移転。理由は、特定遺贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営。通作距離は、約1km以内。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その8を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その8を許可することに決定します。

次に、日程第8 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程します。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： その1、大曲字小脇浦60—8、1、458のうち0.2㎡。転用の目的は、営農型太陽光発電敷地。現在の利用状況は、普通畑。3年間の一時転用による賃貸借権設定になります。位置図は15ページとなります。農地区分は、農用地区域、令和4年5月19日付で農地法第5条の許可を取っております。今回の申請は更新の申請となっております。太陽光パネルの下部で栽培しているのは、ヒサカキ。過去3年間の許可期間で、定植、施肥、防除を実施。今年から収穫の計画でしたが、排水の問題で途中植え替えを行っており、平均収量8割を超えるのは難しいとの説明を受けております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 6番小岩敏幸委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○小岩敏幸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年6月24日。転用目的は、営農型太陽光発電敷地。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障については、無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第9、議案第3号 令和7年度農業者年金加入推進活動計画（案）について、を上程いたします。

事務局より説明願います。

○事務局長： 資料に基づき説明いたします。

令和7年度加入推進活動（計画・実施状況＜実績＞）管理表ワークシートをご覧ください。

令和7年4月1日現在での策定となります。

新規加入数は、全体1名、20から39歳が1名、女性1名となります。これは、20から39歳の女性が1名加入すれば、本市は目標達成となります。

戸別訪問実働者名簿のところをご覧くださいと、農業委員等、事務局、JA職員を合わせまして、実働者数は31名となります。

加入推進名簿については、42人となります。別添の資料のとおりです。

推進強化月間は、例年どおり11月から2月となります。

戸別訪問の実施については、訪問対象者は10人、訪問に携わる人数は20人で加入推進や制度説明を実施予定です。

戸別訪問実働者名簿は、31名。

加入推進対策会議及び研修会について、6月に市、JA職員で加入推進対策会議を行っております。今回の総会において農業委員への加入推進対策会議と位置付けております。7月25日開催予定の合同会議で推進委員も含めて、推進研修会を実施予定です。10月には、市、JA職員で加入推進検討会議を実施予定です。

広報普及活動の実施については、8月に市報へ掲載し市内全戸配布を予定しております。また、8月に別添資料の42人の対象者へダイレクトメールによるPRを予定しております。11月には事務局窓口に加入推進のチラシを設置しPR予定です。

計画については、以上のとおりの内容となりますので、ご審議願います。

○議長（佐藤栄宏会長）： 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。令和7年度農業者年金加入推進活動計画（案）について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、令和7年度農業者年金加入推進活動計画（案）について、を原案のとおり承認することに決定いたします。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって、第13回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時07分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和7年6月25日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 10番 久崎 康

署名委員 11番 齋藤 宏樹